## 3 届出書の記載要領

- (1) <u>届出書類については2部提出してください。法第5条及び第7条の届出については受理書と</u> ともに審査後に1部返却します。
- (2) 届出は特定施設を設置する工場・事業場ごとに行ない、同一工場・事業場で2つ以上の特定 施設がある場合は1つの届出書で提出してください。
- (3) 届出書の届出者は法人にあっては必ず法人の代表者であることが必要です。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は法人の代表者から権限を委任されている者に限ります。その場合は届出書に委任状を添付してください。
- (4) 排水基準又は東京湾総量規制基準が適用される場合は、その基準値を満足する排水処理が必要となります。届出に当たっては汚水処理施設の設置について十分な検討をしてください。
- (5) 特定地下浸透水に有害物質が含まれている場合、地下へ浸透させることができませんので、 届出にあたっては排水処理施設の設置について十分な検討をしてください。
- (6) 届出別紙について

ア 別紙1~6:公共用水域に水を排出するおそれのある工場・事業場が使用します。

イ 別紙7~11:特定地下浸透水を地下へ浸透させる工場・事業場が使用します。

ウ 別紙 12~15: 有害物質使用特定施設(法第5条第1項及び第2項に該当する場合を除く) 及び有害物質貯蔵指定施設が使用します。

エ 様式11:事故の届出の際に使用します。

(7) 届出別紙の記載について

ア 通常の排水量は1日当たりの平均的な排水量又は浸透水量を次により算定し、記入してく ださい。

① 正常に操業している時点において1日1回、週3日以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行い、次式により求めた量を1日当たりの平均的な排出水又は浸透水の量とします。なお、季節的に大幅に排水量又は浸透水量が変動する場合は、通常の操業時期を対象とします。

$$Q = \frac{q_1t_1 + q_2t_2 + \cdots + q_nt_n}{n}$$

Q:1日当たりの平均的な排出水又は浸透水の量(m<sup>3</sup>/日)

q<sub>n</sub>: 実測流量 (m<sup>3</sup>/sec)

tn: qnの測定を行った日の実質操業時間(sec)

n: 測定回数

② 年間を通じてほぼ恒常的な操業を行い、かつ使用水が水道のみによる場合は①にかかわらず、 次式によることができます。

$$Q = \frac{Q_t}{N} - Q_0$$

Qt: 1か月間の水道使用量

Qo: 製造過程等で明らかに消費される1日の水量

(実測もしくは、生産量によって明らかに消費水量が把握できる場合に限る)

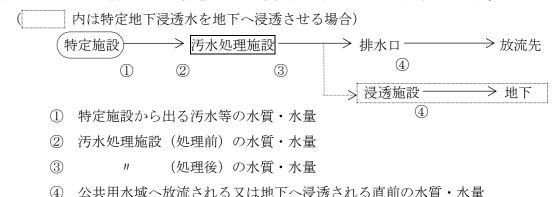
N:1か月の操業日数

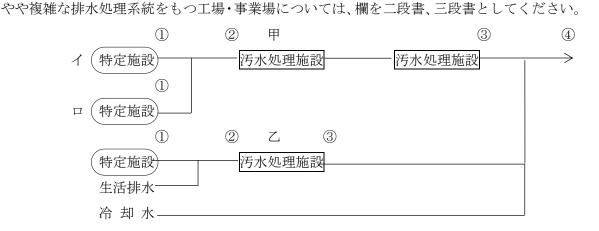
③ ①、②の実測値がない場合は、類似の工場・事業場での事例等を参考に推定してください。

イ 排出水の水質の「通常」の状態とは、1日の操業時間内において、3回以上測定した結果の平 均値とします。ただし、この場合操業開始直後および操業終了前における測定結果を必ず含めて ください。

なお、実測値がない場合は、類似の工場・事業場での事例等を参考に推定してください。

ウ 届出別紙1~11 には排水量又は浸透水量・水質を記入する項目は4種類あります。





エ 法第7条の構造等変更届の場合は、変更前後の内容がよく判るように記載してください。

## (8) 添付図書について

図面は、共用することができます。また、A4判サイズに統一し、これより大きいものは、同サイズに折りたたみ、左閉じにしてください。

## ア 事業場平面図

特定施設、汚水等の処理施設、用・排水経路及び排水口又は浸透施設の位置を明記してください。

- イ 特定施設を含む操業の系統図
- ウ 汚水等の処理の系統図
- エ 事業場の位置及び排出水が主たる公共用水域へ至るまでの経路を明記した地図
- オ 用水及び排水の系統図

用途別用水使用量及び排水量を明記したもの。また、東京湾総量規制地域内の事業場にあっては、業種その他の区分ごとの系統を明記したもの。

## 力 参考図書

- ① 特定施設の構造図
- ② 汚水等の処理施設の構造図・設計計算書 等
- ③ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置する床面及び周囲、有害物質の通る配管等の構造図